

# 施工体制点検要領のフローチャート

スタート

No  
Yes  
請負金額4,000万円以上  
(建築8,000万円以上)

建設工事の下請契約がある場合は、  
別途「一括下請負の確認」を実施（本点検要領の対象外）

No  
Yes  
建設工事の  
下請契約

**2 工事現場における  
施工体制の点検**  
【様式2】現場確認  
(標識掲示、配置技術者の確認のみ)

点検終了

**1 施工体制台帳等の記載内容の点検** 疑義あり  
【様式1】事前確認

**2 工事現場における施工体制の点検** 疑義あり  
【様式2】現場確認

同時に実施可

**3 施工体制（一括下請負）に関する点検**  
【様式3】元請実質関与  
一般事項(6項目) → 実質的関与点検(11項目+様式3-O)  
疑義あり  
【様式4】下請負人用  
一般事項(3項目) → 実質的関与点検(6項目)  
疑義あり

疑義なし  
点検終了

別紙2 施工体制点検の対応方法を参照

(元請負人・下請負人への  
意見聴取後)  
①点検者から元請業者へ  
口頭により指導。  
↓  
(改善が認められない場合)  
②所属長から元請業者へ  
様式5「改善措置等請求書」  
により改善請求する。

(元請負人・下請負人への  
意見聴取後)  
①点検者から元請業者へ  
口頭により指導。  
↓  
(改善が認められない場合)  
②所属長から元請業者へ  
様式5「改善措置等請求書」  
により改善請求する。

(更に改善が認められない場合)  
③所属長から契約課へ  
「一括下請負の疑義」が  
ある旨を報告する。